○中部地方整備局告示第百三十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年七月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年七月二十五日

中部地方整備局長　八鍬　隆

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三百二号

(三) 道路の区域

区間	変更前	変更後	別
愛知県海部郡飛島村大字新政成字戌之切九三二番三から同村大字新政成十一丁目四一番まで	前	六〇〇・二一一～六〇〇・三〇（メートル） 六〇〇・二二一～七〇〇・七七	後

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局愛知国道事務所

○中部地方整備局告示第百三十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年七月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年七月二十五日

中部地方整備局長　八鍬　隆

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四百七十五号

(三) 道路の区域

区間	変更前	変更後	別
豊田市岩倉町大峰七〇番二地内	前	二八・七八～三二・二四（メートル） 二八・七八～四五・二五	後

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局名四国道事務所

○中部地方整備局告示第百三十三号

次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年七月二十五日から三十日間一般の縦覧に供する。

平成二十六年七月二十五日

中部地方整備局長　八鍬　隆

路線名　近畿自動車道尾鷲多気線

道路の区域

区間	変更前	変更後	別
尾鷲市大字南浦字梅ノ木谷三〇九八番三から同市大字南浦字蛙ル又三一四一番一まで	前	二八・五〇～一三七・〇〇（メートル） 四四・二〇～一四三・〇〇	後

図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局紀勢国道事務所

○中部地方整備局告示第百三十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年七月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年七月二十五日

中部地方整備局長　八鍬　隆

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百五十六号	郡上市白鳥町中津屋字九十九四三九番二から同市白鳥町大島字萩原一五四五番一まで	中部地方整備局及び同局岐阜国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年七月二十五日

○中国地方整備局告示第百三十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年七月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年七月二十五日

中国地方整備局長　尾藤　勇

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　九号及び百八十七号

(三) 道路の区域

区間	変更前	変更後	別
益田市横田町一四四〇番二から同市横田町二七七番二まで	前	二〇・〇〇～四四・三二（メートル） 一八・六八～二六・一一	後

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局浜田河川国道事務所

国会事項

衆議院

報告書受領

七月十八日内閣から次の報告書を受領した。

海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律第七条第三項の規定に基づく海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律に基づく海賊対処行動についての報告

人事異動

内閣

○外務大臣臨時代理解職

国務大臣　菅　義偉

外務大臣岸田文雄帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く

検事長　大野恒太郎

検事総長に任命する

次長検事　渡辺　恵一

検事　酒井　邦彦

同　田内　正宏

検事長に任命する（各通）

同　伊丹　俊彦

次長検事に任命する

検事総長　小津　博司

検事長　池上　政幸

同　勝丸　充啓

願に依り本官を免ずる（各通）

最高裁判所事務総長　大谷　直人

高等裁判所長官に任命する

松本　盛雄　北野　充

特命全権大使に任命する（各通）（以上七月十八日）

国務大臣　下村　博文

内閣府特命担当大臣山本一太海外出張不在中内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策担当、科学技術政策担当及び宇宙政策担当）事務代理を命ずる

○農林水産大臣臨時代理解職

同　太田　昭宏

農林水産大臣林芳正帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に農林水産大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く（以上七月二十日）

（横浜地方裁判所判事）判事　山田　敏彦

（横浜地方裁判所判事兼横浜家庭裁判所判事）

簡易裁判所判事に兼ねて任命する

（松山地方裁判所判事・松山簡易裁判所判事）判事兼簡易裁判所判事　林　秀文

兼官を免ずる

（福岡高等裁判所判事）判事　服部　悟

願に依り本官を免ずる（以上七月二十一日）

衆議院議員　河村　建夫

コロンビア国大統領就任式典に参列する特派大使を命ずる

期間は平成二十六年八月二十一日までとする（七月二十二日）

金融庁

（総務省総合通信基盤局付）総務事務官　渡辺　久晃

内閣府事務官に任命する

総務企画局参事官を命ずる

（総務企画局参事官）内閣府事務官　藤田清太郎

総務省に出向させる（以上七月二十二日）